

Tuo カード JCB 会員特約（教職員用）

第1条 名称

本カードは、全国大学生生活協同組合連合会（以下「連合会」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので Tuo カード JCB（以下「カード」という。）と称します。

第2条 会員

本特約および別途 JCB の定める JCB 会員規約を承認のうえ入会を申し込み、連合会および JCB（以下「両者」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCB がカードを貸与します。

第3条 会員の帰属

- 1.会員は、単体大学生協の組合員資格を有している期間、当該単体大学生協ならびにその単体大学生協の所属する事業連合（以下あわせて「生協等」という。）に帰属するものとし、
- 2.会員が帰属する単体大学生協等名称の告知は、JCB が会員に貸与する本カード券面に生協等の名称を表示することにより行うものとします。

第4条 提供サービスと利用

- 1.連合会および当該会員の帰属する生協等が提供するサービスおよびその内容については、連合会および当該会員の帰属する生協等が書面その他の方法により通知または公表します。
- 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または両者および当該会員の帰属する生協等が会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 3.連合会および当該会員の帰属する生協等が必要と認めた場合には、連合会および当該会員の帰属する生協等がサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 4.会員は、連合会および当該会員の帰属する生協等が提供するサービスを受ける場合、連合会および当該会員の帰属する生協等所定の方法により利用するものとします。
- 5.大学生協 IC カードサービスについて
 - (1)会員は、帰属する生協等が IC カードサービスを提供している場合には、そのサービス（プリペイドチャージ、ポイント、ID 機能等の機能、以下「IC カードサービス」という。）を受けることができます。
 - (2)IC カードサービスは当該会員が帰属する生協等が会員に提供するものであり、その利用は会員が帰属する生協等の定める運用規定に基づくものとします。また、生協等の定める運用規定について、JCB は一切関わりないものとします。
 - (3)カードの紛失・盗難および JCB がカードを回収した場合において、万が一会員が不利益を被った場合においても、JCB は一切の責任を負わないものとします。

第5条 JCBのサービスの利用

1.会員は、JCBが提供する特典およびサービスを受ける場合、JCBが通知または公表する方法でその提供を受けるものとします。

2.JCBは、会員に対して、JCBの「Oki Doki ポイントプログラム」サービスを提供します。ただし会員が連合会、会員が帰属する生協等、その他連合会が別途定める加盟店において本カードを利用した場合には、JCBのOki Doki ポイントプログラムは適用されません。

第6条 会員情報の取り扱い

会員および入会を申し込まれた方（以下あわせて「会員等」という。）は、連合会が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1)連合会が本カードの推進、運営および管理のために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第7条において届け出た事項

②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容

③本カードの利用内容（第7条において共有する情報）

(2)連合会の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、連合会は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は下記の連合会窓口に連絡するものとします。）

(3)連合会の業務を会員の帰属する生協等またはその第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該生協等または当該業務委託先に預託すること。

第7条 届出事項の共有

会員が、連合会またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、JCBに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報について、両者の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第8条 ショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払いの手数料率

本カードに適用されるショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払いの手数料率は、JCB会員規約に関わらずJCBが別途定めるものとします。また、JCBは金融情勢の変化により、本カードに適用するショッピングリボ払い・分割払い・スキップ払いの手数料率を変更することがあります。

第9条 MyJCB

1.会員等は、本カードに対しJCBが提供するインターネット総合サービス「MyJCB（マイジェーシービー）」（以下「MyJCB」という。）が付帯されることに同意のうえ申し込むものとし、JCBは会員に対してMyJCBを利用するためのID（以下「ID」という。）を発

行します。

2.会員は、ID 発行の際に通知する「MyJCB 利用者規定」に同意のうえ、ID を利用して MyJCB にログインするものとし、JCB は会員に対し MyJCB を提供します。

3.会員は、MyJCB の利用にあたっては「MyJCB 利用者規定」を遵守するものとします。

4.会員は、通信上のトラブル、会員が利用するインターネット環境などにより、MyJCB を利用できない場合があります。

第10条 会員資格の喪失

会員が所属する単体大学生協の定める組合員資格または JCB 会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第11条 本特約の改定等

1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員が本カードを利用したときには、会員はその改定内容を承認したものとみなします。

2.本特約に定めのない事項については、JCB の会員規約が適用されるものとします。

<連合会へのお問い合わせ窓口>

お問い合わせは下記にご連絡ください。

全国大学生協同組合連合会 個人情報保護担当者

〒166-8532 東京都杉並区和田 3-30-22

TEL 03-5307-1122

(TK070502・20140331)